

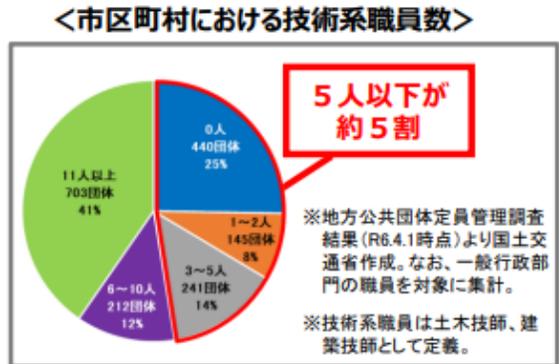
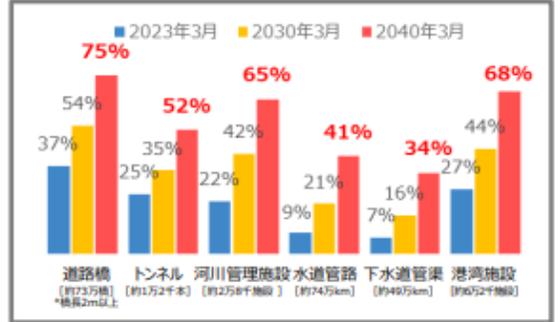
# 連携協力道路制度ガイドライン概要

---

# 地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進

○ 技術系職員に限られる中でも、的確なインフラメンテナンスを確保するため、**複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え**、効率的・効果的にマネジメントしていく「**地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)**」を推進。

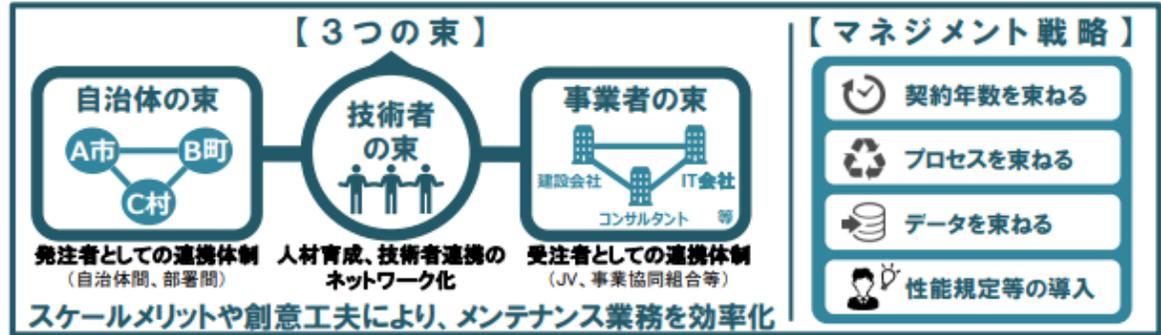
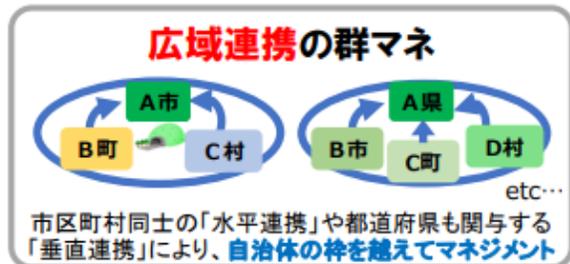
[インフラメンテナンスを巡る課題]  
 <建設後50年以上経過する社会資本の割合>



[施策検討と全国展開の流れ]



[地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の概要]



- 「群マネの手引きVer.1」を用いた普及活動 (自治体説明会等)
  - 「群マネの手引きVer.2」の策定に向けて、既存事例が乏しいスキームを含めた更なる議論
- \* 1 : 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会『総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」～インフラメンテナンス第2フェーズへ～』  
 \* 2 : 「地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会」及び「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会」

○「群マネの手引きVer.1」では、群マネの概念や期待される効果を紹介した上で、群マネの類型や先行事例、実施プロセス、計画策定の考え方等を解説することで、導入検討から実践までサポート。



## 目次

- 1 インフラメンテナンスの「見える化」**
  - 全国の「見える化」
  - 自治体毎の「見える化」

全国や自分のまちは  
どういう状態？
- 2 群マネのコンセプト**
  - インフラメンテナンスの現場の苦悩
  - 群マネの概念と目指す姿
  - 先行事例における効果の声
  - 「群マネ」と「束」

「群マネ」って  
なに？
- 3 群マネのメニュー**
  - 群マネの類型
  - 先行事例（広域連携、多分野連携、プロセスの束）
  - キーワード解説

「群マネ」の  
具体例はある？
- 4 群マネの実施プロセス**
  - 標準的なステップ
  - 各ステップのQ&A
  - 群マネを進める上での心得
  - 先行事例におけるエピソード（苦労話など）

具体の一步を  
どう踏み出せばよい？
- 5 群マネの計画策定**
  - 群マネの計画策定で検討すべき項目
  - 自治体計画への位置づけ方法

「群マネ」を進めるため  
に何を決める？
- 6 人の群マネ（技術者の束）**
  - 「人の群マネ」について
  - 全国や各地域の取組例

「群マネ」の素地は  
どのように作る？

手引きの詳細や最新情報は  
【群マネ特設HP】へ

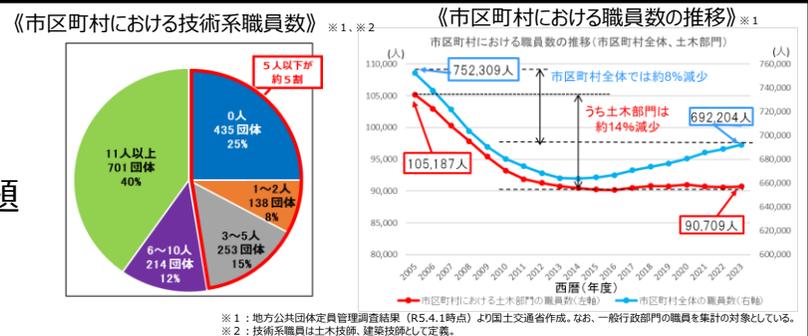


# 連携協力道路制度の創設

- 市町村における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他自治体が代行できる制度（**連携協力道路制度**）を創設

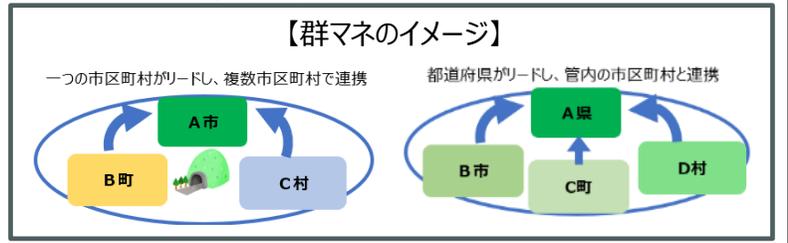
## 背景・必要性

- 建設後50年以上を経過する道路橋やトンネルの割合は加速度的に増加
- **市区町村の技術系職員の減少が顕在化**
- 道路が災害発生時も含めて機能を発揮するための持続的なインフラ管理が課題



- 広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、戦略的にマネジメントする「**地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）**」の取組が進められている

- ・ 令和5年12月には11地域40自治体が群マネモデル地域として選定
- ・ 338自治体が包括的民間委託の導入の意向等がある



- 複数市区町村で効率的な維持管理や修繕等を進めるにあたっては、足場の占用、巡回での落下物の処理、放置車両の移動等において、**別途、本来道路管理者の意思決定が必要**



## 改正概要

### 連携協力道路制度の創設

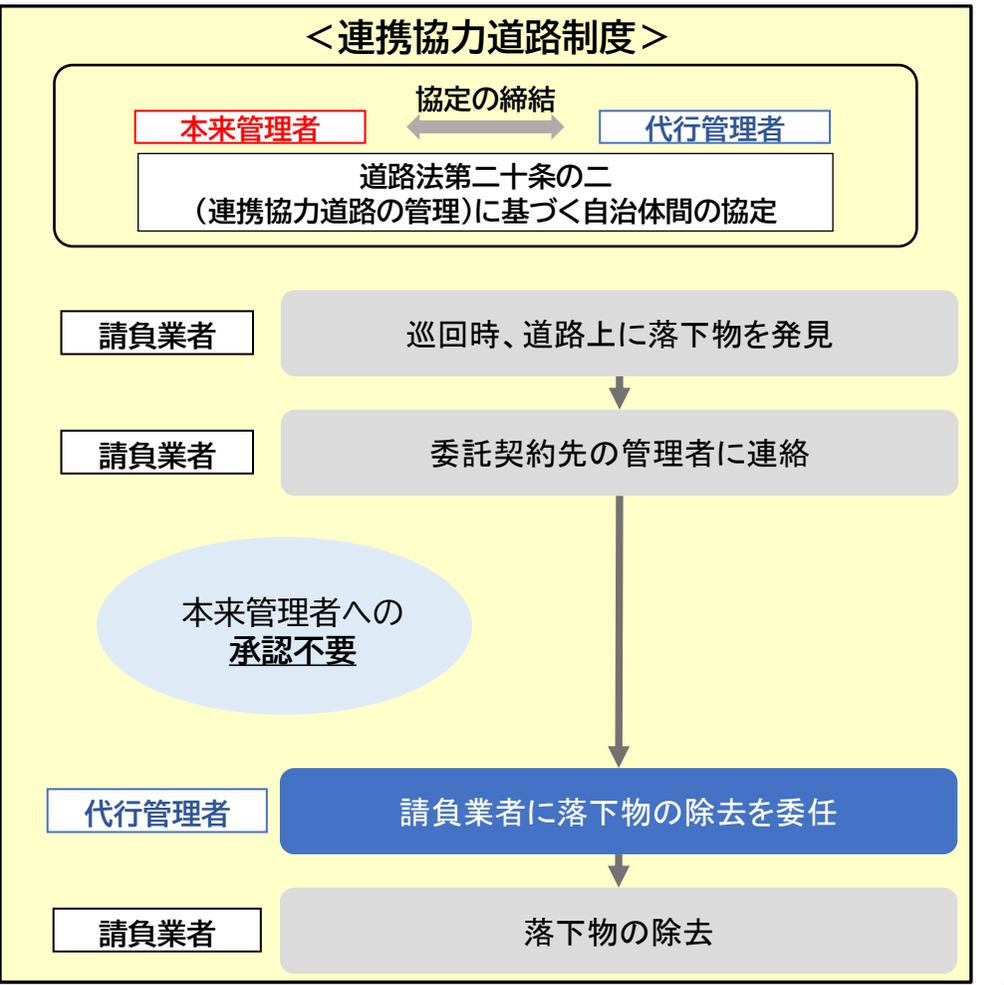
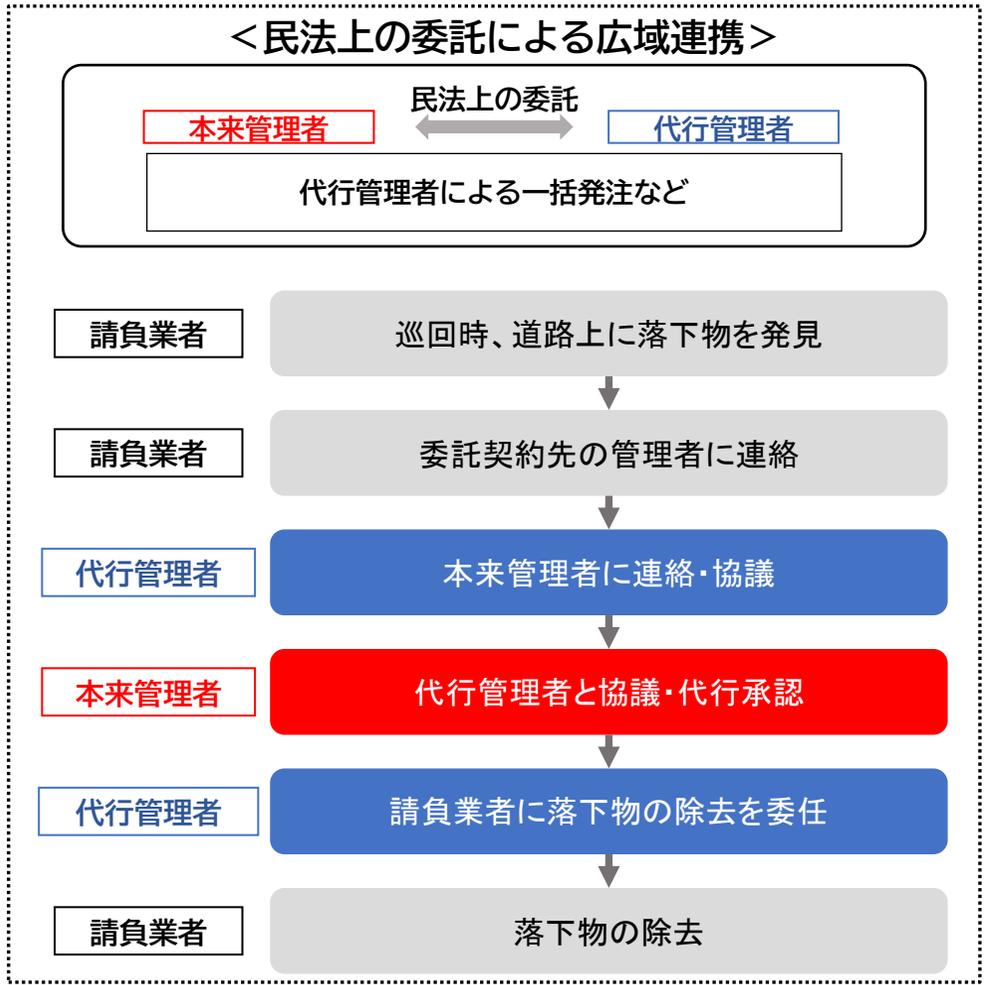
- ・ 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路について、関係する複数の道路管理者が協議して別にその管理の方法を定めることにより、当該道路の道路管理者以外の道路管理者が維持、修繕その他の管理を行うことができることとする
- ・ 当該協議により分担すべき費用の額及び分担方法を定めることができることとする

# 連携協力道路制度のメリット

○ 連携協力道路制度の活用により、道路の維持管理等で必要な手続きの一部を他自治体が代行管理者として直接実施できるため、**本来管理者への都度の承認が不要となり、事務手続きのプロセスを効率化**

## 【民法上の委託(制度未活用時)と本制度における代行フローの比較】

・ 「違法放置物件等の除去」(道路法第四十四条の三) 代行時における、連携協力道路制度未活用時と活用時の比較



# 連携協力道路制度ガイドラインの策定

○ **連携協力道路制度ガイドライン**では、主にメンテナンス業務を対象に手続きの方法や内容等、本制度の具体的な運用について解説し、他自治体が本制度を活用して道路の点検や修繕等を円滑に代行できるようにサポート



## 目次

連携協力道路制度とは	3	どんな制度？
連携協力道路制度の活用メリット	4	制度を使うメリットは？
連携協力道路制度の主な活用場面	5	制度を使う場面は？
活用場面の具体例	6	
連携協力道路制度の実施プロセス	10	制度を使うには何をしたらいい？
権限代行範囲の決定	11	他の自治体にどこまで任せると？
協定書の作成	14	自治体間の協定はどう結ぶ？
連携協力道路制度の運用	15	制度を実務でどう運用する？
連携協力道路制度 Q&A	17	
付録	19	道路法の関係条項や協定書のひな型は？

# 連携協力道路制度の主な活用場面や具体例

○ 主な活用場面をまとめ、さらに具体例をイラストを用いて視覚的に分かりやすく紹介

## 連携協力道路制度の主な活用場面

・ 道路のメンテナンス(日常の維持、点検、道路工事)の場面において、代行管理者として他自治体が代行できる主な権限には、以下のようなものがあります。

道路のメンテナンス		代行できる主な権限	道路法
日常の維持	パトロール時の落下物処理	違法放置物件等の除去	第四十四条の三
	除草・清掃	兼用工作物の維持命令	第二十一条
	簡易な道路補修	標識・区画線の設置	第四十五条
点検	交通規制	道路の通行禁止・制限	第四十六条
	高所点検車両の使用	特殊車両の通行許可	第四十七条の二
	足場設置	土地の立入・一時利用	第六十六条
道路工事	道路占用	占用許可	第三十二条
	附帯工事	附帯工事の施行	第二十三条
	道路設備の移設	監督処分(占用物の移設、除却等)	第七十一条
	工事調整	都道府県公安委員会との調整	第九十五条の二
除雪	車両移動	長期間放置された車両の移動	第六十七条の二
	⋮	⋮	⋮

## 活用場面の具体例

違法放置物件等の除去 (道路法 第四十四条の三)




巡回時に発見した鋼材、土砂、木材等、道路に落下した車両積載物、または沿道や上空から道路に転落・落下した物件の除去

ワイヤーやロープ等で固定されたのぼり旗、信号柱や道路照明柱に無許可で設置されている看板など、正当な権限なく道路に設置された物件の除去

兼用工作物の維持命令 (道路法 第二十一条)



道路と効用を兼ねる工作物(堤防、護岸、ダム、鉄道、都市公園、駅前広場等)の管理者に道路の維持作業(草刈り、清掃、軽微な補修等)を命令

標識・区画線の設置 (道路法 第四十五条)




道路標識の設置

区画線の設置

# 連携協力道路制度のプロセス、制度の運用

○ 実施プロセスを示し、プロセスに沿って、権限代行範囲の決定から運用までをサポート

## 連携協力道路制度の実施プロセス

- 本制度の標準的な実施プロセスは、①協議による権限代行範囲の決定、②協定書の作成、③協定の公示、④運用となります。
- 広域連携による群マネの取組の中で進める場合、群マネの実施方針に加えて本制度における権限代行範囲を協議し、協定書を締結する流れが考えられます。

群マネの取組

**広域連携による群マネの検討**

- 連携の目的、期間、対象施設、対象業務、役割分担、費用負担、責任分担などを決定します。

### 連携協力道路制度

**① 協議による権限代行範囲の決定**

- 自治体間の協議により権限代行範囲を決定し、本来管理者と代行管理者双方の認識の一致を図ります。
- 権限代行範囲の決定については、本ガイドラインのP.11、代行できる主な権限についてはP.5~を参照してください。

**② 協定書の作成**

- 協議で決定した内容を明記した協定書を作成し、本来管理者と代行管理者双方の認識の一致を図ります。
- 協定書の作成方法については、本ガイドラインのP.14を参照してください。

**③ 協定の公示**

- 協議が成立した場合、関係道路管理者は成立した内容を公示しなければなりません。
- 公示の方法として、公報やホームページへの協定書の掲載があります。

**④ 運用**

- 他自治体が協定で定めた権限を代行できるようになります。
- 連携している道路事業(日常管理、点検、修繕)において、他自治体が直接権限を行使できます。
- 運用については、本ガイドラインのP.15~を参照してください。

事業実施

## 権限代行範囲の決定

- 道路法で定められている代行可能な権限は下表のとおりです(P.19 付録 道路法の関係条項 参照)。通常はこれらの権限がすべて代行可能となりますが、代行範囲に含めない権限がある場合は、別途検討し協定書に明記する必要があります。

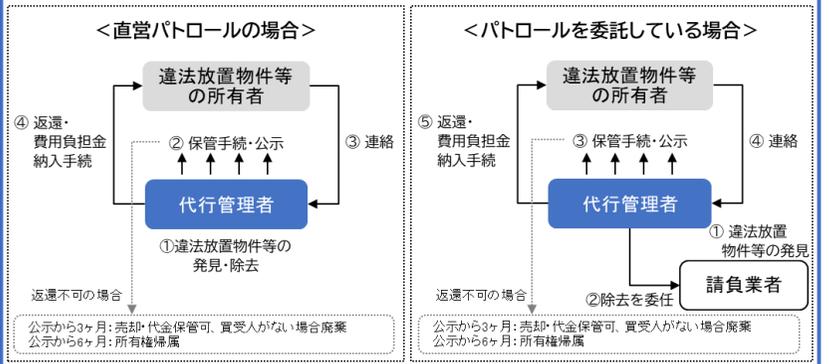
権限代行の対象となる道路法条項 (1/3)

道路法条項	道路法条項の内容
1 第十八条 第1項	道路の区域決定・変更※ <small>(道路の区域を公示することは、道路法施行令第五条一により権限代行の対象外となります。道路法施行令第五条については本ガイドラインP.19を参照してください。)</small>
2 第十九条の二 第1項	共用管理施設に係る管理協議
3 第二十条 第1項	兼用工作物に係る管理協議
4 第二十一条	他の工作物の管理者に対する工事・維持施行命令
5 第二十二条 第1項	原因者に対する工事・維持施行命令
6 第二十二条の二	維持修繕協定の締結 ※
7 第二十三条 第1項	附帯工事の施行
8 第二十四条	本来管理者以外の者による工事・維持の承認
9 第二十四条の二	自動車駐車場等の駐車料金・割増金の徴収
10 第二十八条の二 第1項	協議会の組織 ※

## 連携協力道路制度の運用

### パトロール時の落下物処理

- 違法放置物件等に対する処置
- 道路上の落下物処理に関して、除去、保管、公示、返還、費用負担金の納入手続、返還できない場合の売却・廃棄など、一連の手続きを代行することができます。



# ガイドラインの公表方法について

- ガイドラインと合わせて、協定書のひな形を道路局HPに公開し、制度活用の推進を図る。

## 道路局HP掲載イメージ

### 道路の老朽化対策

#### 施策の概要

- ④ [老朽化対策の取組み](#) (PDF形式)
- ④ [「道路メンテナンス年報」の公表について](#)
  - [令和6年度道路メンテナンス年報](#) (令和7年8月公表)
  - [令和5年度道路メンテナンス年報](#) (令和6年8月公表)
  - [令和4年度道路メンテナンス年報](#) (令和5年8月公表)
  - [令和3年度道路メンテナンス年報](#) (令和4年8月公表)
  - [令和2年度道路メンテナンス年報](#) (令和3年8月公表)
  - [令和元年度道路メンテナンス年報](#) (令和2年9月公表)
  - [平成30年度道路メンテナンス年報](#) (令和元年8月公表)
  - [平成29年度道路メンテナンス年報](#) (平成30年8月公表)
  - [平成28年度道路メンテナンス年報](#) (平成29年8月公表)
  - [平成27年度道路メンテナンス年報](#) (平成28年9月公表)
  - [平成26年度道路メンテナンス年報](#) (平成27年11月公表)
- ④ [全国道路施設点検データベース](#)
- ④ [全国道路施設点検データベース \(損傷マップ\)](#)
- ④ [「道路メンテナンス事業補助制度」の要綱について](#) (PDF形式)
- ④ [「道路メンテナンス事業補助制度」の概要及び優先支援について](#) (PDF形式)
- ④ [老朽化対策に係る新技術活用事例 \(地方公共団体\)](#) (PDF形式)
- ④ [道路橋の集約・撤去事例集](#) (R7.3.31更新)

- [連携協力道路制度ガイドライン](#)
- [連携協力道路制度協定書のひな形](#)

## 協定書ひな形

### ●●に関する協定書

●●市(以下、「甲」という)と●●町(以下、「乙」という)は、●●町が管理する●●について、道路法第二十条の二(連携協力道路の管理)及び第五十五条の二(連携協力道路制度の管理に要する費用)に基づき、次のとおり協定を締結する。

#### 第1条(目的)

本協定は、●●の管理に対する取組として、甲が乙に委託する●●業務(以下、「業務」という)について、その対象施設、実施方法及び費用負担等を定め、適切な維持管理の実現を目指すことを目的とする。

#### 第2条(基本方針)

甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

#### 第3条(対象施設)

本協定において対象とする施設は、別表1のとおりとする。

別表1

#### 第4条(権限代行)

権限代行の範囲は、道路法第二十七条第五項および施行令第五条の規定に基づくものとする。

ただし、以下については権限代行の範囲から除外する。

- ・道路法第●●条…
- ・道路法第●●条…

#### 第5条(業務内容)

本協定において対象とする業務の実施範囲は別表2のとおりとする。

別表2

#### 第6条(役割分担)

本協定における事務の役割分担は、別表3のとおりとする。

別表3

#### 第7条(期間)

協定期間は、協定締結日から●●年●●月●●日までとする。

#### 第8条(費用負担)

甲が実施する本協定に必要な費用は、乙が負担する。事務費は委託費の●●%とする。

#### 第9条(損害賠償等)

本協定に基づき実施する業務の実施に起因した第三者への損害及び第三者からの苦情については、甲の責によりこれを処理する。

#### 第10条(連絡会議)

甲及び乙は、協定の円滑な運営及び事業の適正な実施を図るため、関係自治体で構成する連絡会議を設置する。

連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- ・●●…
- ・●●…